

県道あけぼの広角線改築工事（和歌山県新宮市新宮字広角地内）に関する事業認定の理由

平成 17 年 3 月 29 日に和歌山県より申請のあった県道あけぼの広角線改築工事（和歌山県新宮市新宮字広角地内）に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

1 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第 20 条第 1 号の要件への適合性

申請に係る事業は、和歌山県新宮市王子町三丁目地内から同市新宮字大峪地内までの延長 2,020 m の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道あけぼの広角線改築工事」（以下「本件事業」という。）のうち、既に用地取得が完了している部分を除いた、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条第 3 号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第 3 条第 1 号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

2 法第 20 条第 2 号の要件への適合性

県道あけぼの広角線（以下「本路線」という。）は、道路法第 7 条の規定により和歌山県知事が県道に認定した路線であり、和歌山県は、同法第 15 条の規定により、本路線の道路管理者であることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

得られる公共の利益

本路線は、和歌山県新宮市あけぼの地内を起点に、王子ヶ浜沿いを南進して途中西日本旅客鉄道株式会社紀勢本線をまたぎ、同市新宮字広角地内の一般国道 42 号との接続点を終点とする延長 3.95 km の道路であり、同市中心部における外環状道路の役割を担う、経済の発展や日常生活に欠くことのできない重要な幹線道路である。

しかしながら、本件区間に対応する現道（以下「現道」という。）は、車道幅員 3.8 m、最小曲線半径 4.5 m、最急縦断勾配 13 % など、道路構造令の基準を満たしておらず、また歩道等の整備が十分でない混合交通となっているため、車両及び歩行者等の安全かつ円滑な交通に支障をきたしている。このような状況のもと、和歌山県警察新宮警察署の調べによると、現道において、平成 9 年から平成 14 年にかけて交通事故が 14 件発生している。

また、現道が外環状道路としての機能を十分に発揮できていないことから、一般国道 42 号の橋本交差点への一極集中的な渋滞を引き起こしている。このため、平成 11 年に和歌山県幹線道路連絡会道路交通検討部会（和歌山県渋滞対策協議会）が策定した「和歌山県第 3 次渋滞対策プログラム」において、この橋本交差点が主

要渋滞ポイントに指定され、その解消対策の一つとして本件事業が位置づけられている。

本件事業の施行により、歩道を備えた線形が良好な2車線バイパス道路が整備されることから、車両及び歩行者等の安全かつ円滑な交通が確保されるとともに、一般国道42号に集中する自動車交通を分散させることが可能となり、橋本交差点の渋滞緩和にも寄与するものと認められる。

したがって、本件事業により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び和歌山県環境影響評価条例（平成12年和歌山県環境影響評価条例第10号）により、環境影響評価が義務づけられた事業には該当していない。

起業者が行った調査によると、「保全上重要な和歌山の自然 - 和歌山県レッドデータブック」（平成13年）上の絶滅危惧種等の存在は、本件区間内において確認されていない。また、本件区間内においては、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵物文化財包蔵地も存在しない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

事業計画の合理性

本件事業は、本件区間に対応する現道の安全かつ円滑な交通の確保と一般国道42号の渋滞緩和を目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）第4種第2級の規格に基づき、自転車歩行者道を備えた2車線のバイパス道路を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和36年3月31日に「新宮都市計画道路3・5・10号上本町磐盾線」、昭和62年11月12日に「新宮都市計画道路3・4・7号広角王子ヶ浜線」として都市計画決定され、前者については平成2年12月7日に変更決定されており、事業計画の基本的内容は都市計画と整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると思われる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

事業を早期に施行する必要性

現道は、3で述べたように、幅員が狭小で線形も不良なうえ、交通事故が多発していることや一般国道42号の橋本交差点の渋滞緩和の必要性を踏まえると、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通を確保する必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性が高いものと認められる。

起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、本件事業により恒久的に設置される施設の範囲にとどめられており、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断される。